**交付申請時の補助対象経費について（留意事項）**

**１．補助金交付の意義**

　補助金は、大変厳しい財政状況の中、国民及び県民から徴収された税金その他貴重な財源で賄われており、補助金の交付にあたって公益性が求められるため、補助制度にはその公益性を担保するための要件、制限等が必要となります。

　　このため、補助制度は、制度の実効性と公益性をできるだけ両立させ、最小限の経費で最大限の効果を上げられるよう運用される必要があります。

**２．補助対象経費について**

　経費区分毎の詳細は下表のとおりとなります。なお、下表に該当しない経費については補助対象外となるため、ご留意ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 経費 | 詳細 | 留意事項 |
| 会場整備費 | 小間料 | 見本市への出展に  係る小間料  （オンライン見本市等においては、出展に係る登録料、参加料等） | ・出展申し込みは交付決定日以前でも可  ・事前に出展申し込み済の場合は「交付決定前  　着手届」を提出すること |
| 会場装飾料 | ブース装飾等に  要する経費 | ・ブース装飾にかかる委託料が対象  ・装飾品の買上費用等も対象となるが、汎用性の高いものは対象外 |
| 借料及び  損料 | 備品等の借上に  要する経費 | ・什器などの備品等のレンタル料金が対象  ・購入は対象外 |
| その他 | 配布資料等の作成費 | 配布パンフレット等の  資料作成に要する経費（オンライン見本市等においては、出展に係るコンテンツ作成費等） | ・展示会で使用するものが対象 |
| 翻訳料 | 上記配布資料等の作成に要する翻訳経費 | ・配布資料等の作成費で計上したパンフレット等の製作に係る外国語への翻訳に要する費用が対象 |
| メディア料 | 出展に係るメディア  広報に要する経費 | ・マスメディア活用して出展情報を広報する際に要する費用が対象  ・WEB掲載、TV放映等 |
| 通信運搬費 | 展示品等の  輸送に要する経費 | ・展示品等の往復輸送に要する費用が対象 |
| 保険料 | 展示品等の輸送に係る保険加入に要する経費 | - |
| 通訳料 | 見本市に係る通訳に  要する経費 | ・見本市開催期間中の現地における通訳に対する委託  及び報酬が対象 |
| その他経費 | 上記に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認める経費 | - |

　　１）上記費用はすべて、各国の消費税及び地方消費税等に係る仕入控除額を減額した経費が対象となります。

　　　　 しかし、交付申請時に当該税額が明らかでない場合は、この限りでありません。

　　２）見積書等の写しの外国語による表記については、手書きで構いませんので和訳を記入してください。

　　３）事業の効率的な実施を図るため、又は緊急その他やむを得ない事情により、本補助金の交付決定前に当該事業に

着手する場合は、公益財団法人わかやま産業振興財団 海外市場開拓支援事業費補助金 交付要綱 第６条第３項に

定める「補助金交付決定前着手届（別記第４号様式）」を併せてご提出ください。

　　４）なお、会場整備費を申請しない場合でも、実績報告書提出の際に、出展が確認できる資料をご提出いただきます。

　　５）小間料（オンライン展示会等においては、登録料、参加料等）が無料のものは、補助対象外とします。